

この記載例を参考に、確認書に必要事項を記入して、**返信用封筒で返送**してください。
提出期限は「**令和6年3月15日(金)**」までです。期限までに提出がない場合は本給付金の
支給を辞退したとみなします。

【記載例】

郵便番号
現住所
世帯主氏名

様

#

発行日 令和〇年〇月〇日

稚内市長 工藤 広
(公印省略)

令和5年度住民税非課税世帯価格高騰対策追加給付金 支給要件確認書

住民税非課税世帯等価格高騰対策追加給付金について、令和5年度の住民税の課税状況
に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定内容をお知らせします。
内容を確認して、**令和6年3月15日(金)までに、この確認書を返送してください。**
回答期限までに返信がない場合は、本追加給付金の支給を辞退したとみなします。

【1】誓約・同意

- 本確認書の記入内容は真実と相違ないことを誓約します。
- 本給付金の支給に必要な情報(口座等)の確認にあたり、市役所の担当部局等に
照会することに同意します。

世帯主 氏名	稚内 太郎	確認日	令和〇年〇月〇日	電話 番号	〇〇-〇〇〇〇
-----------	-------	-----	----------	----------	---------

世帯主の方が、**世帯主氏名・確認日・電話番号**を記入してください。【必須】

・記載内容に誤りがないことを確認して、**世帯主氏名、確認日、電話番号**を記入してください。(携帯電話、固定電話の種類は問いません。)

【2】支給要件の確認

- 以下の要件を確認後、チェック欄(□)に「レ」を入れてください。
全てにチェックがある場合に限り、給付金の支給対象となります。

- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに、未申告である者はいません。
- 世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
※ 親元(課税者)から離れて暮らしている学生、単身赴任中の方(課税者)と離れて暮らしているご家族等は対象外となります。

※ 確認内容が誤っている場合は、追加給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の記入等をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

・**すべてにチェック**してください。一つでも**チェックがつかない場合は対象外**です。

《非該当の例》

- ・世帯の中に住民税が課税となる世帯員がいる
- ・親元を離れて暮らしている学生
- ・単身赴任中の方に扶養されているご家族
- ・令和4年に一定の収入があったが申告をしていない

【3】支給口座の確認

支給方法： 口座振込 支給予定額： 1世帯あたり 70,000円
※ 支給日は、市が確認書を受理後に支給決定を行い、別途通知します。

支給口座：(銀行名) 〇〇銀行 (支店名) △△支店
普通 〇〇〇〇〇〇〇 (口座名義) ワッカナイ タロウ

- 上の枠内に記載の口座への振込を希望します。(過去に給付金を受け取った口座)
⇒ **裏面の記入は不要です。**
- 振込先を新たに指定、または口座の変更を希望します。
⇒ **裏面【3-2】支給口座の指定等**を記入してください。

・**どちらか1つ**にチェックしてください。

《上にチェックした場合》

・裏面の記入は必要ありません

《下にチェックした場合》

・口座確認書類、本人確認書類の添付が必要になります。裏面をご確認ください。

【3-2】支給口座の指定等（口座を新たに指定、または変更する方）

● 下記に口座情報を記入し、チェック欄（口）に「レ」を入れてください。

支給 口座	金融機関	◇◇銀行	支店	〇〇支店	分類	1. 普通 2. 当座
	口座番号	◆◆◆◆◆◆◆◆	口座名義 (カナ)	ワッカナイ タロウ		

- 水道料引落口座
 - 市税(住民税等)引落口座
 - 児童手当等受給口座
 - その他 = 口座確認書類・本人確認書類の添付が必要です ⇒ 下の①参照
- 口座確認書類は不要です

・ 支給を希望する口座情報を記入してください。

・ **どれか1つ**にチェックしてください。

《上から3番目までの口にチェックした場合》

・ 口座確認書類は不要です

《その他にチェックした場合》

・ 口座確認書類、本人確認書類の添付が必要になります。下の①を確認してください。

【代理人による確認・受給を行う場合（委任状）】

(フリガナ) 代理人氏名	申請者との 関係	代理人住所	代理人電話番号
		〒	
上記の者を代理人と認め、下記事項を委任します。		世帯主氏名	署名(又は記名押印) Ⓜ
給付金の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給)			

・ 本給付金に関して、代理人による確認や受給を行う場合のみ記入してください。世帯主の署名または記名押印が必要です。

・ 添付書類として、世帯主本人と代理人の本人確認書類が必要です。(下記参照)

※ 代理人は、①基準日時点で受給権者と同じ世帯の者、②法定代理人、③親族その他の平素から受給権者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者、のいずれかです。

※ 代理申請の場合は、世帯主本人と代理人の本人確認書類が必要です。⇒ 下の②参照

添付が必要な書類 *返信用封筒に同封してください。

- ① 口座を新たに指定、または変更する場合
 - ・ 振込先の「口座確認書類(※1)」の写し（原則、世帯主名義）
 - ・ 世帯主の「本人確認書類(※2)」の写し
- ② 代理申請を行う場合
 - ・ 世帯主の「本人確認書類(※1)」の写し
 - ・ 代理人の「本人確認書類(※2)」の写し

・ **支給口座を新たに設定、または変更する場合、および代理申請を行う場合は添付書類が必要です。**

・ それ以外の方は、原則、添付書類は必要ありませんので、表の必要事項を記入したうえで、確認書のみを返送してください。

※1 口座確認書類とは
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳等の写し

※2 本人確認書類とは (次のいずれか1つを添付してください)
運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、パスポートなど